

(目的)

第1条 新見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等を旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7に規定する運営協議会を兼ねる組織として設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通に関する計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 公共交通に関する計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通に関する計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 道路運送法施行規則第51条第1号に規定する市町村運営有償運送及び同条第2号に規定する公共交通空白地有償運送に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は委員及び専門員とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (4) 市民又は利用者の代表
- (5) 学識経験を有する者その他交通会議の運営上必要と認められる者
- (6) 公共交通空白地有償運送事業を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者又はその代表者が指名する者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

5 専門員は、中国運輸局岡山運輸支局、その他公共交通に関し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の内容、日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

(議決)

第6条 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(協議結果の取り扱い)

第7条 会議において協議が整った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(幹事会)

第9条 申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、委員の中から会長が選任する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

4 幹事会は、申請内容の事前審査及び交通会議の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して交通会議に報告する。また、運行回数や運行時刻の変更（回数の減を伴うものは除く。）は、幹事会で審査したものをもって、交通会議の議決とみなし、書面をもって委員に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局は、福祉部交通対策課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が別の定めにより委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則 (平成22年3月12日告示第28号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日告示第71号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月7日告示第94号)

この告示は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年6月9日告示第115号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第52号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。